

別 紙

公開概要書

受付日	令和 6 年 9 月 30 日	回答日	令和 6 年 10 月 11 日	担当課	産業支援センター
意見等の内容	益田駅前ビルE A G A建設による電波障害に伴い、市が設置した受診用ケーブルの老朽化によりテレビが映らなくなった。市から委託された工事事業者がアンテナ設置（新設）を行ったが、電波障害により全くテレビが映らない。これにより、ひとまるビジョンへの加入する選択肢しか残っていない。 ひとまるビジョンに加入するための工事費及び1年間の利用料金は市が負担すると通知があったが、その条件に違和感があり総務省に相談したところ、「民法に基づき、原因者は、自己の費用負担において元の受信状態に回復させる義務がある」との助言を受けた。これにより、2年目以降の利用料も市が負担すべきだと思われる。また、テレビが視聴できない期間、私生活に多大な影響を及ぼしているため、何らかの損害賠償も考えて頂きたい。正確な復旧の時期もわからないため不安でしかない。				
回答の内容	これまでも、随時担当職員から状況等を説明させていただいておりますが、テレビ電波共同受信設備の故障、特に部品調達に時間を要したことにより、長期間ご不便をおかけして申し訳ございませんでした。 同設備全体の老朽化が深刻であり、全域を新たな設備に更新すると多額の費用が必要となることから、現在市が整備したテレビ電波受信設備の対象世帯の皆様には「アンテナ設置」又は「ケーブルテレビへの加入」の意向調査を行っているところでございます。 今後の維持管理に関する考え方については、他地域の事例を参考に市顧問弁護士にも相談を行い、方針を示させていただいたところです。 食糧品や電気代等をはじめ様々な物価が上昇する中で、新たなご負担をおかけすることとなりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。				